

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	平成30年12月27日
【発行者の名称】	アザース株式会社 (az-earth Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中川 周平
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市松前町二丁目6番地11
【電話番号】	089-989-3916
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 稲葉 修一
【担当J-Adviserの名称】	株式会社 OKINAWA J-Adviser
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 高山 征嗣
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	沖縄県名護市字豊原224番地3
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	http://ojad.jp/ja/services/company.html
【電話番号】	098-851-4130
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アザース株式会社 http://www.az-earth.com/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (千円)	99,315	163,219	178,921
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△3,143	22,364	9,580
当期純利益又は中間純損失 (△) (千円)	△1,059	6,752	7,057
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	14,959	10,000	14,959
発行済株式総数 (株)	257,000	200	257
純資産額 (千円)	50,209	34,293	51,269
総資産額 (千円)	138,736	132,899	146,298
1株当たり純資産額 (円)	195.37	171.47	199.49
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり中間純損失 (△) (円)	△4.12	47.89	28.46
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当た中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率 (%)	36.1	25.8	35.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,367	13,060	8,768
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△709	△21,566	△11,753
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△6,689	15,175	11,578
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	49,606	45,045	53,638
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	9 〔58〕	9 〔29〕	7 〔32〕

- (注) 1. 当社は、第12期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第10期及び第11期の中間財務諸表は記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 1株あたり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第11期の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第12期中

の財務諸表について監査法人ハイビスカスの監査を受けておりますが、第10期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
9. 平成30年7月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第12期中間会計期間の期首から適用しており、第12期中間会計期間及び第11期事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
9 [58]	36.1	2.8	2,978

セグメント名称	従業員数(名)
直営店事業	7 [58]
FC事業	0 [0]
全社(共通)	2 [0]
合計	9 [58]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、給与総額(通勤手当)を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. FC事業は、直営店事業の従業員が兼務しております。
5. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【事業等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に、企業収益は改善傾向となり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。また、失業率の低下等により雇用環境は改善する一方、賃金の伸びが低水準な状況下で、社会保障制度などに対する将来不安も根強く、消費の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

外食産業におきましては、少子高齢化や働き方改革をはじめとした社会構造の変化を背景に、業種・業態を超えた顧客・人材確保競争の激化に加え、消費者の節約志向の影響から、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような経営環境下で当社では、「食文化を提案する」という経営理念に基づき、奇をてらうことなく、素材を厳選し本物を追求し続けるとともに、お客様一人ひとりに誠実に向き合うことに努めてまいりました。また「中華そば八平」では4時間営業に取り組み、飲食業界から働き方・労働環境の改革を推進しています。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は99,315千円、営業利益は1,574千円、経常損失は3,143千円、中間純損失は1,059千円となりました。

なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

以下、「2【生産、受注及び販売の状況】」においても同様であります。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

(直営店事業)

当中間会計期間において、愛媛県松山市に「油そば周平」を新規出店し、また、既存店での品質及びサービス向上に努めました。この結果、売上高は76,004千円、営業利益は14,960千円となりました。

(F C事業)

当中間会計期間において、サブF C店舗として上海に「麵鮮醬油房周月」を出店しました。この結果、売上高は23,310千円、営業利益は7,259千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して4,031千円減少し、49,606千円となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は3,367千円となりました。これは主に税引前中間純損失1,319千円の計上や減価償却費3,237千円、法人税等の還付額3,098千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は709千円となりました。これは主に有形固定資産を取得による支出2,775千円や保険積立金の解約による収入額2,791千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は6,689千円となりました。これは主に長期借入れによる収入10,000千円、長期借入金の返済による支出16,689千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	20,044	—
F C 事業	14,901	—
合計	34,945	—

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
直営店事業	76,004	—
F C 事業部	23,310	—
合計	99,315	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、IM AROI Co.,Ltd. (所在国 タイ国)と2018年4月15日にフランチャイズ契約を締結しました。

契約内容の概要	当社が所有する商標・サービスマーク等の使用許可及びフランチャイズシステムのノウハウの提供
契約の期間	契約締結日より20年間
契約の更新	自動10年更新（期間満了120日前までに、双方からの申し出がない限り）
加盟金・保証金	加盟金THB200,000、エントリーフィーTHB120,000
ロイヤリティー	THB20,000～THB68,000/月 固定（席数による）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、以下の設備を取得しております。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)			従業員数 (名)
			機械装置 及び 車両運搬具	工具、器具及び 備品	合計	
本社 (愛媛県松山市)	全社 共通	車両	3,936	—	3,936	2
周平清水町店 (愛媛県松山市)	直営店	店舗 設備	—	663	663	1

(注) 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	公表日現在発行数(株) (平成30年12月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	743,000	257,000	257,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,000,000	743,000	257,000	257,000	—	—

(注) 1. 平成30年7月30日開催の取締役会決議により、平成30年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は256,743株増加し、257,000株となっております。

2. 平成30年7月30日開催の取締役会決議により、平成30年7月31日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は988,000株増加し、1,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成30年7月31日 (注)	256,743	257,000	—	14,959	—	4,959

(注) 平成30年7月30日開催の取締役会決議により、平成30年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は256,743株増加し、257,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
中川 周平	愛媛県松山市	149,900	58.33
投資事業有限責任組合えひめベン チャーファンド2013	京都府京都市中京区烏丸通錦小 路上る手洗水町659 烏丸中央ビ ル	57,000	22.18
稲葉 修一	愛媛県松山市	50,000	19.45
株式会社 Shift	愛媛県松山市山越1丁目1-45 NSビル	100	0.04
計	—	257,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,000	2,570	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は100株で あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	257,000	—	—
総株主の議決権	—	2,570	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	340
最低（円）	—	—	—	—	—	340

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。なお、当社株式は、平成30年9月19日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の発行者情報の提出後、当中間会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動は、ありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は前中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	53,638	49,606
売掛金	4,160	3,043
商品	113	175
原材料及び貯蔵品	1,769	1,413
その他	5,574	2,616
貸倒引当金	△311	△207
流動資産合計	64,945	56,647
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 39,315	※2 38,092
構築物（純額）	5,679	5,370
機械及び装置（純額）	1,120	927
車両運搬具（純額）	0	3,498
工具、器具及び備品（純額）	4,074	3,698
土地	※2 22,428	※2 22,428
有形固定資産合計	※1 72,618	※1 74,015
無形固定資産		
ソフトウェア	297	262
無形固定資産合計	297	262
投資その他の資産		
長期前払費用	514	348
繰延税金資産	180	568
その他	7,742	6,894
投資その他の資産合計	8,437	7,811
固定資産合計	81,353	82,089
資産合計	146,298	138,736

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,426	4,658
1年内返済予定の長期借入金	※2 9,456	※2 8,232
未払法人税等	294	194
その他	14,731	15,708
流動負債合計	29,908	28,795
固定負債		
長期借入金	※2 62,129	※2 56,664
退職給付引当金	992	1,068
加盟店預り保証金	2,000	2,000
固定負債合計	65,121	59,732
負債合計	95,029	88,527

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,959	14,959
資本剰余金		
資本準備金	4,959	4,959
資本剰余金合計	4,959	4,959
利益剰余金		
利益準備金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	31,351	30,291
利益剰余金合計	31,351	30,291
株主資本合計	51,269	50,209
純資産合計	51,269	50,209
負債純資産合計	146,298	138,736

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	99,315
売上原価	
商品・原材料期首たな卸高	718
当期商品・原材料仕入高	34,945
合計	35,664
商品・原材料期末たな卸高	1,134
売上原価合計	34,530
売上総利益	64,784
販売費及び一般管理費	※1 63,210
営業利益	1,574
営業外収益	
受取利息	0
助成金収入	570
保険解約返戻金	1,151
その他	186
営業外収益合計	1,908
営業外費用	
支払利息	230
為替差損	25
上場関連費用	6,140
その他	230
営業外費用合計	6,626
経常損失(△)	△3,143
特別利益	
固定資産売却益	1,824
特別利益合計	1,824
税引前中間純損失(△)	△1,319
法人税、住民税及び事業税	194
法人税等調整額	△454
法人税等合計	△260
中間純損失(△)	△1,059

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本 準備金	資本 剰余金合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	14,959	4,959	4,959	31,351	31,351	51,269	51,269
当中間期変動額							
中間純損失				△1,059	△1,059	△1,059	△1,059
株主資本以外 の項目の当中 間期変動額 (純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	△1,059	△1,059	△1,059	△1,059
当中間期末残高	14,959	4,959	4,959	30,291	30,291	50,209	50,209

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△1,319
減価償却費	3,237
受取利息及び受取配当金	△0
助成金収入	△570
支払利息	230
保険解約返戻金	△1,151
固定資産売却益	△1,824
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△103
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	76
売上債権の増減額 (△は増加)	1,117
たな卸資産の増減額 (△は増加)	294
仕入債務の増減額 (△は減少)	△768
加盟店売上預り金の増減額 (△は減少)	△611
その他	1,623
小計	230
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△236
法人税等の支払額	△294
法人税等の還付額	3,098
助成金の受取額	570
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,367
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,775
保険積立金の積立てによる支出	△725
保険積立金の解約による収入	2,791
投資活動によるキャッシュ・フロー	△709
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	10,000
長期借入金の返済による支出	△16,689
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,689
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,031
現金及び現金同等物の期首残高	53,638
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 49,606

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切上げ方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 18～41年

機械及び装置 2～8年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にわたり償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間会計期間末において発生していると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「繰延税金負債」153千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」180千円に含めて表示しております。この結果、総資産額が153千円減少しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	30,453千円	31,228千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
建物	19,965千円	19,350千円
土地	22,428千円	22,428千円
計	42,393千円	41,778千円

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
一年内返済予定の長期借入金	4,896千円	4,896千円
長期借入金	52,448千円	50,000千円
計	57,344千円	54,896千円

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	3,202千円
無形固定資産	35千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間増 加株式数 (株)	当中間会計期間減 少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	257	256,743	—	257,000
合計	257	256,743	—	257,000

(変動事由の概要)

平成30年7月30日開催の取締役会決議により、平成30年7月31日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより株式数は256,743株増加し、257,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金	49,606千円
現金及び現金同等物	49,606千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	53,638	53,638	—
(2) 売掛金	4,160		
貸倒引当金（※1）	△311		
	3,849	3,849	—
(3) 未収還付法人税等	3,098	3,098	—
資産計	60,585	60,585	—
(1) 買掛金	5,426	5,426	—
(2) 未払金	5,865	5,865	—
(3) 未払法人税等	294	294	—
(4) 加盟店売上預り金	2,597	2,597	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	71,585	69,743	△1,841
負債計	85,768	83,927	△1,841

(※1) 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 加盟店売上預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間会計期間（平成30年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	49,606	49,606	—
(2) 売掛金	3,043		
貸倒引当金（※1）	△207		
	2,835	2,835	—
資産計	52,442	52,442	—
(1) 買掛金	4,658	4,658	—
(2) 未払金	6,775	6,775	—
(3) 未払法人税等	194	194	—
(4) 加盟店売上預り金	1,985	1,985	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	64,896	63,371	△1,524
負債計	78,510	76,985	△1,524

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 加盟店売上預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

（単位：千円）

区分	前事業年度 平成30年3月31日	当中間会計期間 平成30年9月30日
敷金	1,373	1,373
保険積立金	6,369	5,455

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当社はオフィス、飲食店の直営店事業における店舗の不動産賃貸契約に基づき、オフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「直営店事業」及び「F C事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
直営店事業	ラーメン・つけ麺を中心とした飲食店の運営、製麺の販売、イベントへの参加
F C事業	国内外のF C店へのロイヤリティ・原材料、及び備品の販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	直営店事業	F C事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	76,004	23,310	99,315	—	99,315
計	76,004	23,310	99,315	—	99,315
セグメント利益	14,960	7,259	22,219	△20,645	1,574
セグメント資産	78,579	10,393	88,973	49,763	138,736
セグメント負債	3,811	5,598	9,410	79,116	88,527
その他項目					
減価償却費	2,728	70	2,799	438	3,237
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	663	—	663	3,936	4,599

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△20,645千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額49,763千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金であります。

(3) セグメント負債の調整額79,116千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社の長期借入金であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,936千円は、本社の設備投資額であります。

【関連情報】

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下とおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
1 株当たり純資産額	199円49銭	195円37銭

(注) 1. 当社は、平成30年7月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成30年7月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算出しております。

1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下とおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1 株当たり中間純損失金額 (△)	△4円12銭
(算定上の基礎)	
中間純損失金額 (△) (千円)	△1,059
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失金額 (△) (千円)	△1,059
普通株式の期中平均株式数(株)	257,000

(注) 1. 当社は、平成30年7月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成30年7月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失金額を算出しております。
2. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月27日

アザース株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀 俊介 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 御器 理人 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアザース株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アザース株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上